

古仁屋小学校建替基本計画



強く

正しく

美しく

令和6年9月

瀬戸内町 教育委員会

目 次

序章	- 1 -
1. はじめに	- 1 -
2. 本計画の位置づけ	- 1 -
第1章 古仁屋小学校の概要	- 2 -
1. 古仁屋小学校の概要	- 2 -
2. 既存施設の問題・課題	- 6 -
3. 古仁屋小学校建替の必要性	- 9 -
第2章 古仁屋小学校建替の基本理念・基本方針	- 10 -
1. 古仁屋小学校建替の基本理念	- 10 -
2. 古仁屋小学校建替の基本方針	- 10 -
3. 古仁屋小学校に求められる機能	- 11 -
第3章 古仁屋小学校の規模	- 12 -
1. 新校舎の床面積等の算定方法	- 12 -
2. 新校舎の床面積等の算定の前提条件	- 12 -
3. 新校舎等の床面積の算定	- 13 -
4. 新校舎等の床面積等の設定	- 13 -
第4章 古仁屋小学校の配置	- 14 -
1. 建替用地の選定	- 14 -
2. 敷地	- 15 -
3. 配置計画（案）	- 18 -
4. 移転計画（案）	- 19 -
第5章 古仁屋小学校の詳細計画	- 20 -
1. 校舎における所要室の再編配置	- 20 -
2. 新屋内運動場	- 23 -
3. 屋外・外構等計画	- 24 -
4. 構造計画	- 25 -
5. 設備計画	- 25 -
第6章 事業手法の検討	- 27 -
第7章 概算事業費の検討	- 28 -
1. 概算事業費の試算	- 28 -
2. 概算事業費の試算結果まとめ	- 28 -

第8章 基本・実施設計に向けて	- 29 -
1. 設計者の選定方法	- 29 -
2. 基本・実施設計の方針	- 29 -
3. 柔軟な設計プロセス	- 29 -
4. 既存備品等の利活用	- 29 -
第9章 事業スケジュール	- 30 -

序章

1. はじめに

明治22年に開校した瀬戸内町立古仁屋小学校の校舎等は、主に4-1号棟(教室棟、S36年度築、鉄筋コンクリート造、761㎡)、6-1号棟(教室棟、S38年度築、鉄筋コンクリート造、812㎡)、6-2号棟(教室棟、S40年度築、鉄筋コンクリート造、271㎡)、14号棟(教室棟、H3年度築、鉄筋コンクリート造、1,661㎡)、15号棟(教室棟、H3年度築、鉄筋コンクリート造、948㎡)、8号棟(屋内運動場、昭和43年度築、鉄骨造、620㎡)の6棟で構成されています。

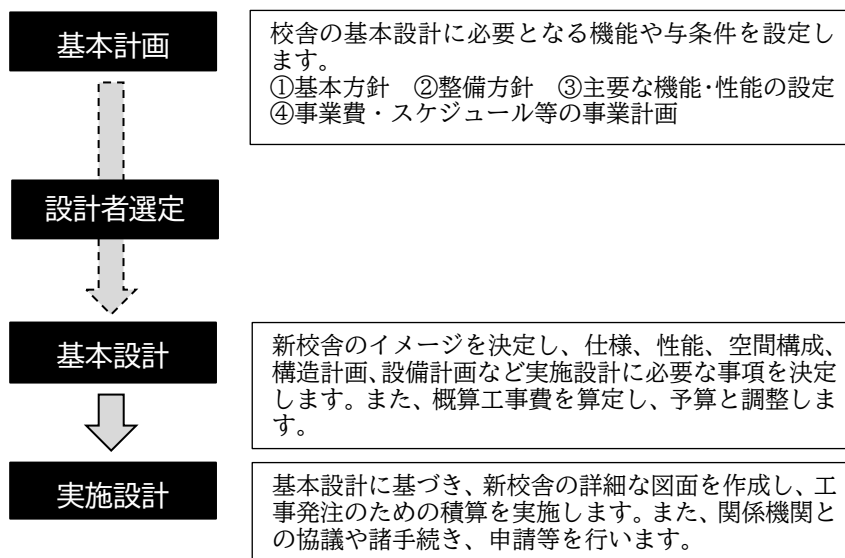
中でも、築後60年程度が経過する4-1号棟、6-1号棟、6-2号棟の3棟は、劣化の進行や狭隘化、設備の陳腐化など様々な問題が生じており、文部科学省が定める「公立学校建物の耐力度調査実施要領」に基づき、令和6年度に実施した耐力度調査では、所要の評点に達しておらず、構造上危険と判断されています。

このようなことを背景に、古仁屋小学校の建替を念頭に、古仁屋小学校区にふさわしい小学校について検討を行うため、教職員や地域の代表の方々などで構成される「古仁屋小学校施設整備検討委員会」を設置しました。

この基本計画は、「古仁屋小学校施設整備検討委員会」での協議・検討を受けて、新校舎の実現に向けた具体的な整備手法等について取りまとめたものです。

2. 本計画の位置づけ

「古仁屋小学校施設整備検討委員会」において協議された現状の問題点、新校舎に求める規模や機能、配置などを取りまとめることで建替の基本的な考え方を示し、目指すべき新校舎像についてより具体化させ、今後の「基本設計」や「実施設計」において、より詳細な検討・設計を行う際の指針となるものです。



第1章 古仁屋小学校の概要

1. 古仁屋小学校の概要

明治22年2月に開校した瀬戸内町立古仁屋小学校（以下、「本校」という。）は、創立135周年を迎え、瀬戸内町（以下、「本町」という。）の中心部である古仁屋地区に位置し、町内で最も児童数が多い小学校です。

令和6年度は、30名の教職員体制のもと、262名の児童が通学しており、特別支援学級を含め13の学級があります。特色ある教育活動として、奄美の生き物や島口など地域の自然・文化の学習活動が行われています。また、敷地内には国の登録有形文化財（平成18年登録）の旧奉安殿が歴史的建造物として残されています。

ア 校訓

- つよく
- 正しく
- 美しく

イ 学校の沿革

年度	西暦	行事
明治21	1888	開校
明治28	1895	現在地に移転、校舎落成
明治28	1895	古仁屋、清水、手安を通学区として古仁屋小学校設立
昭和4	1929	奉安殿建設
昭和36	1961	ブロック2階、便所等落成
昭和38	1963	南校舎落成、創立75周年
昭和40	1965	南校舎増築落成
昭和44	1969	体育館落成
昭和53	1978	創立90周年
昭和63	1988	創立100周年記念
平成4	1992	新校舎（北校舎・東校舎）落成
平成8	1996	体育館便所水洗化、体育館屋根塗装工事完了
平成18	2006	旧奉安殿が国の登録有形文化財に登録
平成19	2007	体育館内面塗装、土俵撤去
平成21	2009	放送施設新設及び改修
令和3	2021	校庭トイレ完成

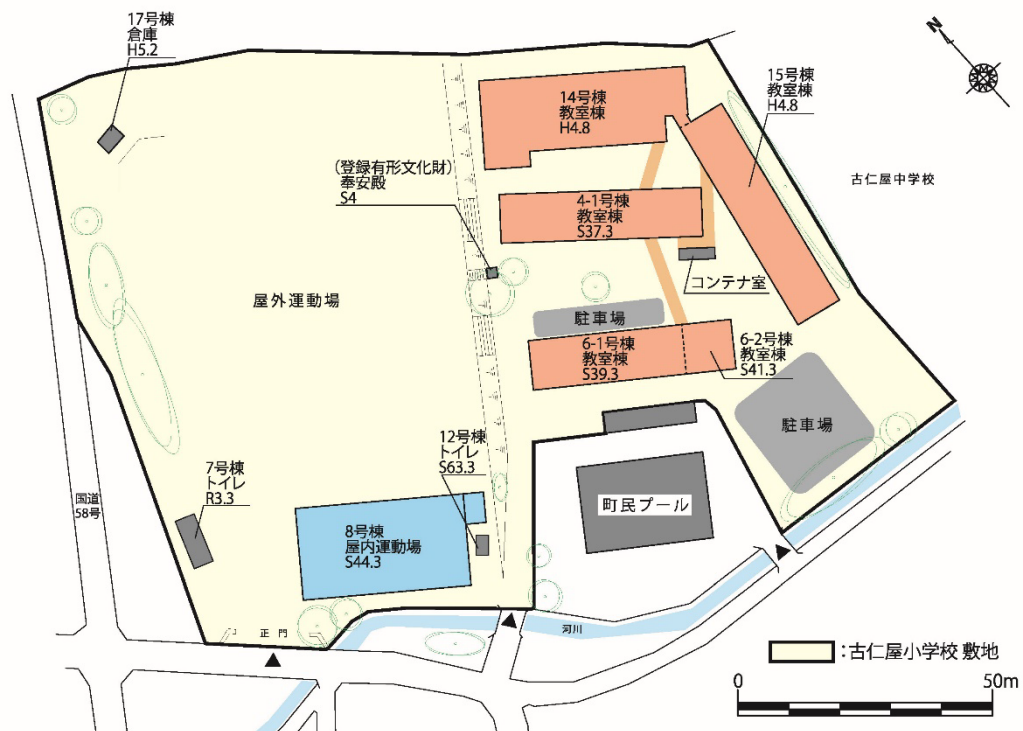
ウ 既存の施設

教室棟（4-1号棟、6-1号棟、6-2号棟、14号棟、15号棟）のほか、屋内運動場（8号棟）等で構成されており、築後30～60年程度が経過しています。中でも、昭和30年代から40年代にかけて建設された教室棟（4-1号棟、6-1号棟、6-2号棟）は、築後60年程度が経過しており、劣化が顕著になっています。

校舎敷地と校庭（屋内運動場が立地）には高低差があり、校舎敷地は古仁屋中学校の校庭と隣接しています。

また、校舎敷地と校庭の境界の中央部には、国の登録有形文化財（平成18年登録）の旧奉安殿があります。

■ 古仁屋小学校配置図



古仁屋小学校全景

- 教室棟（4-1号棟）
 - ・ 建設年度：昭和36年度
 - ・ 構造：鉄筋コンクリート造
 - ・ 階数：2階
 - ・ 延べ面積：761㎡



- 教室棟（6-1号棟）
 - ・ 建設年度：昭和38年度
 - ・ 構造：鉄筋コンクリート造
 - ・ 階数：3階
 - ・ 延べ面積：812㎡



- 教室棟（6-2号棟）
 - ・ 建設年度：昭和40年度
 - ・ 構造：鉄筋コンクリート造
 - ・ 階数：3階
 - ・ 延べ面積：271㎡



- 教室棟（14号棟）
 - ・ 建設年度：平成3年度
 - ・ 構造：鉄筋コンクリート造
 - ・ 階数：3階
 - ・ 延べ面積：1,661㎡



- 教室棟（15号棟）
 - ・ 建設年度：平成3年度
 - ・ 構造：鉄筋コンクリート造
 - ・ 階数：3階
 - ・ 延べ面積：948㎡



<p>● 屋内運動場（8号棟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 43 年度 ・ 構造：鉄筋コンクリート造 ・ 階数：1 階 ・ 延べ面積：620 m² 	
<p>● コンテナ室</p>	
<p>● 奉安殿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設年度：昭和 4 年 ・ 構造：鉄筋コンクリート造 ※登録有形文化財 	
<p>● 観察池</p>	
<p>● 創立百周年記念碑</p>	

2. 既存施設の問題・課題

ア 耐力度調査の結果

築後 60 年程度が経過した教室棟（4－1号棟、6－1号棟、6－2号棟）及び屋内運動場（8号棟）について、令和6年度に文部科学省が定める「公立学校建物の耐力度調査実施要領」に基づき実施した結果、全ての校舎が鉄筋コンクリート造・補強コンクリートブロック造等の判断基準である4,500点を下回ったことから構造上危険な状態にある建物（危険建物）と判断されました。

このため、公立学校施設を建て替えるための国庫補助事業（危険改築事業）の対象となっています。

※ 耐力度調査： 公立学校施設において、建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を評価するもの。
調査の結果、耐力度点数（10,000点満点）が次の点数以下になった建物は、構造上危険と判定され、公立学校施設を建て替えるための国庫補助事業（危険改築事業）の対象となる。

・ 木造	：	5,500点
・ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、 補強コンクリートブロック造等	：	4,500点

イ 老朽化の進行

築後 60 年程度が経過した教室棟（4－1号棟、6－1号棟、6－2号棟）及び屋内運動場（8号棟）は、多数の爆裂やクラックが発生するなど老朽化が顕著です。

このため、瀬戸内町学校施設等長寿命化計画策定に伴い、令和2年度に実施された建物調査における健全度は、4－1号棟は100点満点中31点、6－1号棟及び6－2号棟は20点、屋内運動場（8号棟）は53点となっており、特に4－1号棟、6－1号棟、6－2号棟は外壁において、早急に対応を必要とする「D評価」となっています。



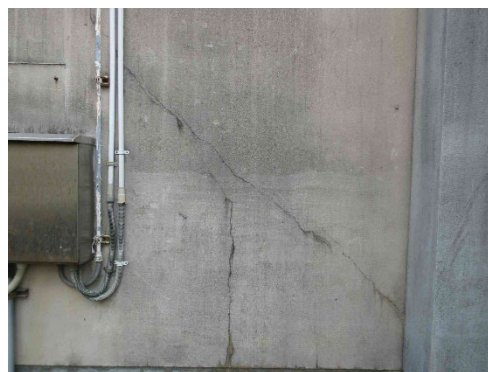
外壁の爆裂（教室棟4－1号棟）



庇の爆裂（教室棟6－1号棟）



外壁のクラック（教室棟6－2号棟）



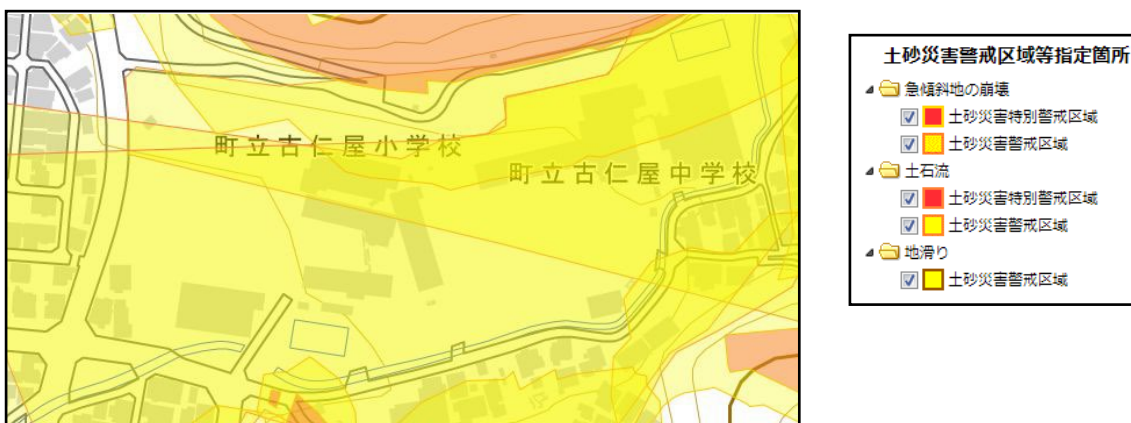
外壁のクラック（屋内運動場（8号棟））

ウ 敷地の安全性

本校の敷地は、そのほとんどが県より土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されており、がけ崩れなどの土砂災害の発生が懸念されることから、児童等の安全確保に配慮が必要です。

※ 土砂災害警戒区域 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。（イエローゾーン）：

■ 参考：土砂災害警戒区域等マップ（鹿児島県ホームページ（抜粋））

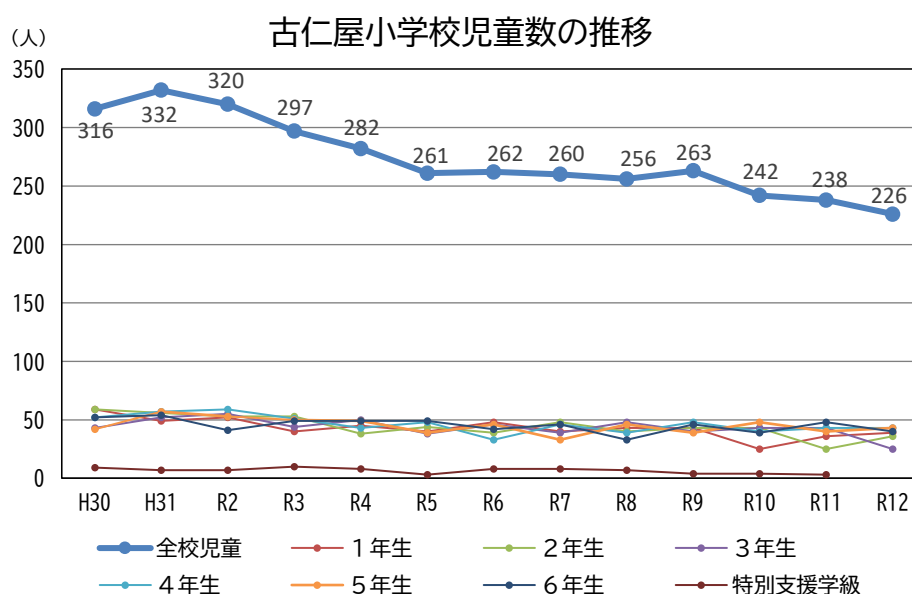


エ 児童数の減少傾向

平成 31 年度（令和元年度）には 332 人だった児童数は、令和 2 年度以降減少傾向で、令和 3 年度には 300 人を割り込み、令和 6 年度には 262 人と 5 年間で 21%減少しています。

減少傾向は今後も続き、令和 12 年度には 226 名になると予想されています。

なお、学年ごとの児童数は年度でバラツキがあるものの、令和 5 年度まではおよそ 50 人前後で推移していたものが令和 6 年度以降は 40 人前後となっています。



オ 屋内運動場への円滑なアクセス確保

本校の敷地は、校舎が立地する東側敷地と屋内運動場が立地しグラウンドがある西側敷地に分かれており、敷地間に高低差があることから、校舎から屋内運動場に至る通路が設けられていません。このため、校舎から屋内運動場への移動に際しては、外履きから上履きに履き替える必要があり不自由を生じているほか、特に雨天時の移動は困難なものとなっています。



敷地の高低差

カ バリアフリー化への対応

令和2年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）改正により、公立小学校である本校は、同法第2条第1項第19号の規定による特別特定建築物となっており、建築物移動等円滑化基準※適合の努力義務があるほか、床面積2,000㎡以上の建築物として改築等を行う場合は同基準への適合義務があります。

加えて、文部科学省では、学校施設のバリアフリー化について、「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について(通知)」(令和2年12月25日付け2文科施第347号)により、令和7年度末までに「バリアフリースイールについて、避難所に指定されている全ての学校に整備する」、「スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する」、「エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する」という整備目標を掲げています。

しかしながら、前述のとおり、校舎が立地する東側敷地と屋内運動場が立地する西側敷地に高低差があるため、校舎から屋内運動場に至る移動の円滑化（バリアフリー化）は確保されていません。また、本校の屋内運動場とグラウンドが避難所に指定されていますが、バリアフリースイールが整備されておらず、また、施設内の段差も十分に解消されていないなどの状況にあります。このため、法律や国が示す整備目標を満足しうるバリアフリー化を早急に検討する必要があります。

※ 移動等円滑化基準： 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準。



和式トイレ



洋式トイレ（バリアフリー未対応）

キ 狭隘なアクセス道路（町道小勝又線）、駐車場不足

本校のアクセス道路である町道小勝又線は、幅員が4 mに満たない狭隘区間があり、一部、車の離合が困難となっています。このため、近隣の古仁屋小学校附属幼稚園や古仁屋中学校も含めた登下校に伴う送迎車の往来時には、交通渋滞を引き起こしています。

また、敷地南東側の駐車場は、古仁屋小学校附属幼稚園と共用で、十分な駐車台数が確保されていないことも交通渋滞の一因となっています。



狭隘なアクセス道路（町道小勝又線）



南東側駐車場

3. 古仁屋小学校建替の必要性

本校の教室棟（4－1号棟、6－1号棟、6－2号棟）及び屋内運動場（8号棟）は、耐力度不足及び経年劣化などの問題を抱えているほか、学校全体としてもバリアフリー化対応の問題・課題を抱えています。躯体や設備の経年劣化は、改修で解消される可能性はありますが、耐力度不足解消や完全なバリアフリー化の実現はハードルが高く課題も残ります。

また、耐力度調査の結果、「危険建物」と判別されたことから、改築にあたっては国庫補助の活用が可能となります。

このようなことから、本校が抱える問題・課題に抜本的に対応し、本町の小学校教育の核として将来にわたって活用していくため、耐力度不足及び経年劣化等が指摘されている教室棟（4－1号棟、6－1号棟、6－2号棟）及び屋内運動場（8号棟）を建て替えることとします。

なお、登下校時のアクセス道路の交通渋滞が周辺環境に悪影響を及ぼしていることから、建替に併せて道路拡幅や駐車場の拡充も検討することとします。

第2章 古仁屋小学校建替の基本理念・基本方針

1. 古仁屋小学校建替の基本理念

古仁屋小学校建替の基本理念を、「令和6年度 古仁屋小学校学校経営グランドデザイン」(以下、「グランドデザイン」という。)に掲げる学校教育目標を踏まえ、以下のとおりとします。

**次代(2040年代)を担う心豊かで確かな学力を備え、
たくましい古仁屋の子どもを育てる 学校づくり**

2. 古仁屋小学校建替の基本方針

基本理念の実現に向け、グランドデザインに掲げる「めざす学校像」より古仁屋小学校建替の基本方針を以下のように設定します。

(1) 子どもの個性が活かされ、生き生きと躍動している学校

1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等を図るため、文部科学省が提唱する「新しい時代の学びを実現する学校施設」を志向します。

具体的には、多目的スペース等の活用によるカリキュラムの変更や児童数の変化に柔軟に対応するほか、洋式トイレ、非接触型機器の整備など教育システムや生活様式の変化に対応するとともに、だれもが利用しやすく分かりやすい動線の確保に配慮します。

また、バリアフリー法が規定する建築物移動等円滑化基準や文部科学省が設定した学校施設のバリアフリー化の整備目標を満足するなど、児童が安心して学ぶことができるインクルーシブ[※]な教育環境の整備を図ります。

※ インクルーシブ： 個々が持つ多様な要素や属性の違いを互いに認め、共生していくこと。

(2) 人的・物的環境が整備され、安全で創意と工夫に満ち、前進する学校

児童が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、地震・台風等の災害発生時には、児童の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめられるように配慮します。

また、将来的な維持管理も考慮し、シンプルかつ機能的な空間構成とするとともに、児童の環境に対する意識醸成や化石エネルギーに頼らない持続可能な学校運営を図るため、日射や通風などの自然エネルギーを活用したパッシブデザイン[※]にも配慮します。

※ パッシブデザイン： 機械設備を使わず、太陽光や風などの自然エネルギーを受動的に利用して、快適な空間を創出しようとする設計思想・手法のこと。

(3) 子ども、教師、保護者、地域が共同し、信頼で結ばれる開かれた学校

学校行事への地域住民の参加や、放課後や休日の学校開放、災害発生時の避難所開設を念頭に、全世代が使いやすいユニバーサルデザインによる施設整備を図ります。

また、地域の歴史や文化を後世へつなぐため、旧奉安殿等の文化財や記念碑、既存樹木などの保全を図ります。

3. 古仁屋小学校に求められる機能

基本理念及び基本方針を踏まえ、求められる機能を以下のように整理します。

ア 学習・教育機能

児童の学習・生活の場である小学校は、質の高い学校教育を行う上で欠かせない要素です。今後の学習や教育の変化に対応し、個別学習や習熟度別学習などの個別的な学びとグループ学習などの協働的な学びの一体的な充実を図るため、多様な学習活動に柔軟に対応できるように配慮します。

特に、近年では、ICTの活用により、時間や場所を限定しない学びが可能となっています。「学校全体を学習に利用する」という視点に立ち、デジタル化に対応した教育環境の整備を図ります。

さらに、学習や生活の困難を克服するための特別な支援を必要とする児童が安全かつ円滑に学習できる環境を整備するとともに、対象児童が増加した場合の学級数の変化にも柔軟に対応できるよう配慮します。

また、教職員が働く場でもあるため、効果的かつ効率的な授業と、教職員間のコミュニケーションの充実やリフレッシュに資する執務空間の整備に配慮します。

イ 地域コミュニティ機能

校庭や教室等の地域開放により、地域と連携・協働して、地域の伝統・文化を学び、児童の健全育成を図る活動・交流の拠点としての活用のほか、地域住民の生涯学習・文化活動の場や身近なスポーツ・レクリエーション活動の場としての活用も想定します。

ウ 防災施設機能

本校の屋内運動場は古仁屋中学校区における洪水、地震、高潮、津波時の指定緊急避難場所及び指定避難所として、グラウンドは地震、高潮、津波時の指定緊急避難場所及び高潮、津波時の指定避難所となっていることから、近接して文部科学省通知（令和2年12月25日付2文科施第348号）に基づくバリアフリートイレを整備します。

また、教育活動を早期に再開するため、避難所機能と教育機能の区画や動線に配慮します。

第3章 古仁屋小学校の規模

1. 新校舎の床面積等の算定方法

新校舎の床面積等は、以下の文部科学省の「小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第14号）」及び「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下、「義務法」という。）施行令（昭和33年政令第189号）」を参考に検討します。

■ 参考：小学校設置基準（単位：㎡）（別表イ）

児童数	面積
1人以上～40人以下	500
41人以上～480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$
481人以上	$2,700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$

■ 参考：学級数に応ずる必要面積（単位：㎡）（義務法施行令第7条）

必要面積	1～2学級	$769 + 279 \times (\text{学級数} - 1)$
	3～5学級	$1,326 + 381 \times (\text{学級数} - 3)$
	6～11学級	$2,468 + 236 \times (\text{学級数} - 6)$
	12～17学級	$3,881 + 187 \times (\text{学級数} - 12)$
	18学級以上	$5,000 + 173 \times (\text{学級数} - 18)$
	特別支援学級 1学級につき168を加える	
寒冷地補正	一級積雪寒冷地：32×特別支援含む学級数を加える 二級積雪寒冷地：16×特別支援含む学級数を加える	
	多目的スペース加算※	必要面積（寒冷地補正後）の10.8%

※ 多目的スペース加算： 多目的スペースを設ける場合に加算する。

2. 新校舎の床面積等の算定の前提条件

令和9年度の児童数見込みを参考に、新校舎の床面積を算定します。また、弾力的な教育環境の実現を図るため、多目的スペースを設けることとします。

なお、特別支援学級は複数の障害種の児童に対応することを念頭に、2学級を想定します。

■ 古仁屋小学校の児童数（令和9年度）

児童数
263名

■ 古仁屋小学校の学級数（令和9年度）

種別	学級数
普通学級	12学級
特別支援学級	2学級

3. 新校舎等の床面積の算定

「小学校設置基準」及び「義務法施行令」に則って新校舎の床面積を算出すると以下のとおりとなります。

■ 小学校設置基準による新校舎の床面積算定

面積	算定式
1,615 m ²	500+5×(263-40)

■ 小学校設置基準による運動場の面積算定

面積	算定式
2,630 m ²	2,400+10×(263-240)

■ 義務法施行令による新校舎の床面積算定

種別	面積	算定式
A. 普通学級	3,881 m ²	3,881+187×(12-12)
B. 特別支援学級	336 m ²	168×2
C. 寒冷地補正	0 m ²	なし
D. 多目的スペース加算	455 m ²	(A+B+C)×0.108
合計	4,672 m ²	

■ 義務法施行令による屋内運動場の床面積算定

面積	算定式
919 m ²	11学級≦(12+2)学級≦15学級

4. 新校舎等の床面積等の設定

「新校舎の床面積は、面積算定の根拠となる算定式において、1,615 m²～4,672 m²と幅があることから、この範囲内で必要面積を設定することになります。継続して活用する14号棟(1,661 m²)及び15号棟(948 m²)の床面積の合計は2,609 m²であることから、新校舎の床面積は2,063 m²を上限として設定します。

また、屋内運動場の床面積は、義務法施行令による919 m²を上限として設定します。

なお、運動場は小学校設置基準による面積(2,630 m²)が確保されるように配慮します。

第4章 古仁屋小学校の配置

1. 建替用地の選定

文部科学省による「小学校施設整備指針（令和4年6月24日改訂）」によると、校地計画として次のような項目が挙げられています。

■ 小学校施設整備指針（令和4年6月24日改訂）より校地計画（抜粋）

第1 校地環境

1 安全な環境

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し安全であることが重要である。
- (2) 建物、屋外運動施設等を安全に設置できる地質及び地盤であるとともに、危険な埋蔵物や汚染のない土壌であることが重要である。
- (3) 危険な高低差や深い池などが無い安全な地形であることが重要である。また、敷地を造成する場合は、できるだけ自然の地形を生かし、過大な造成を避けることが望ましい。
- (4) 校地に接する道路の幅員、接する部分の長さ等を考慮し、緊急時の避難、緊急車両の進入等に支障のない敷地であることが重要である。
- (5) 死角等が生じない、見通しの良い地形であることが望ましい。

2 健康で文化的な環境

- (1) 良好な日照、空気及び水を得ることができ、排水の便が良好であることが重要である。
- (2) 見晴らしや景観等が良好で、近隣に緑地、公園、文化的な施設等があることも有効である。

3 適正な面積及び形状

- (1) 現在必要な学校施設を整備することができる面積であることはもちろん、将来の施設需要に十分対応できる面積であることが望ましい。
- (2) 校舎、屋外運動施設等を適切に配置し、有効に利用できるまとまりのある形状であることが望ましい。

第2 周辺環境

1 安全な環境

- (1) 頻繁な車の出入りを伴う施設が立地していないことが重要である。
- (2) 騒音、振動、臭気等を発生する工場その他の施設が立地していないことが重要である。

2 教育上ふさわしい環境

- (1) 社会教育施設や社会体育施設など、共同利用を図ることのできる施設に近接して立地することも有効である。
- (2) 学校間の連携や地域施設とのネットワークを考慮し、立地を計画することも有効である。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の営業所が立地していないことが重要である。
- (4) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場のうち、業として経営される教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。
- (5) 射幸心を刺激する娯楽を目的として不特定多数のものが出入りする施設が立地していないことが重要である。
- (6) その他教育上ふさわしくない施設が立地していないことが重要である。

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- ア 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- イ 地域の実状に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

2. 敷地

敷地のほとんどが「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（以下、「土砂災害防止法」という。）に規定する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されていますが、古仁屋地区内ではこの敷地に代わる十分な広さの敷地確保が困難な状況です。

このため、建物構造に配慮する等、安全性の確保を前提に、現在の敷地の範囲内で建替えることとします。

■ 敷地概要

① 位 置	・ 鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋 805 番地
② 面 積	・ 13,705 m ²
③ 形 状	・ 不整形 ・ 高低差あり
④ 地 盤	・ 不明（今後、地質調査を実施予定）
⑤ 文 化 財	・ 旧奉安殿（国登録有形文化財）
⑥ 周辺状況	・ 南側 : 町道小勝又線 道路幅員 3.5m 2項道路 ・ 西側 : 町道古仁屋市街地線 道路幅員 7.0m 1項一号道路 ・ 北西側 : 国道 58 号線 道路幅員 6.2m 1項一号道路
⑦ 法令制限 (都市計画)	・ 都市計画区域内：用途地域指定あり 第一種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%） ・ 防火地域：指定なし ・ 高さ制限：道路斜線、隣地斜線、北側斜線

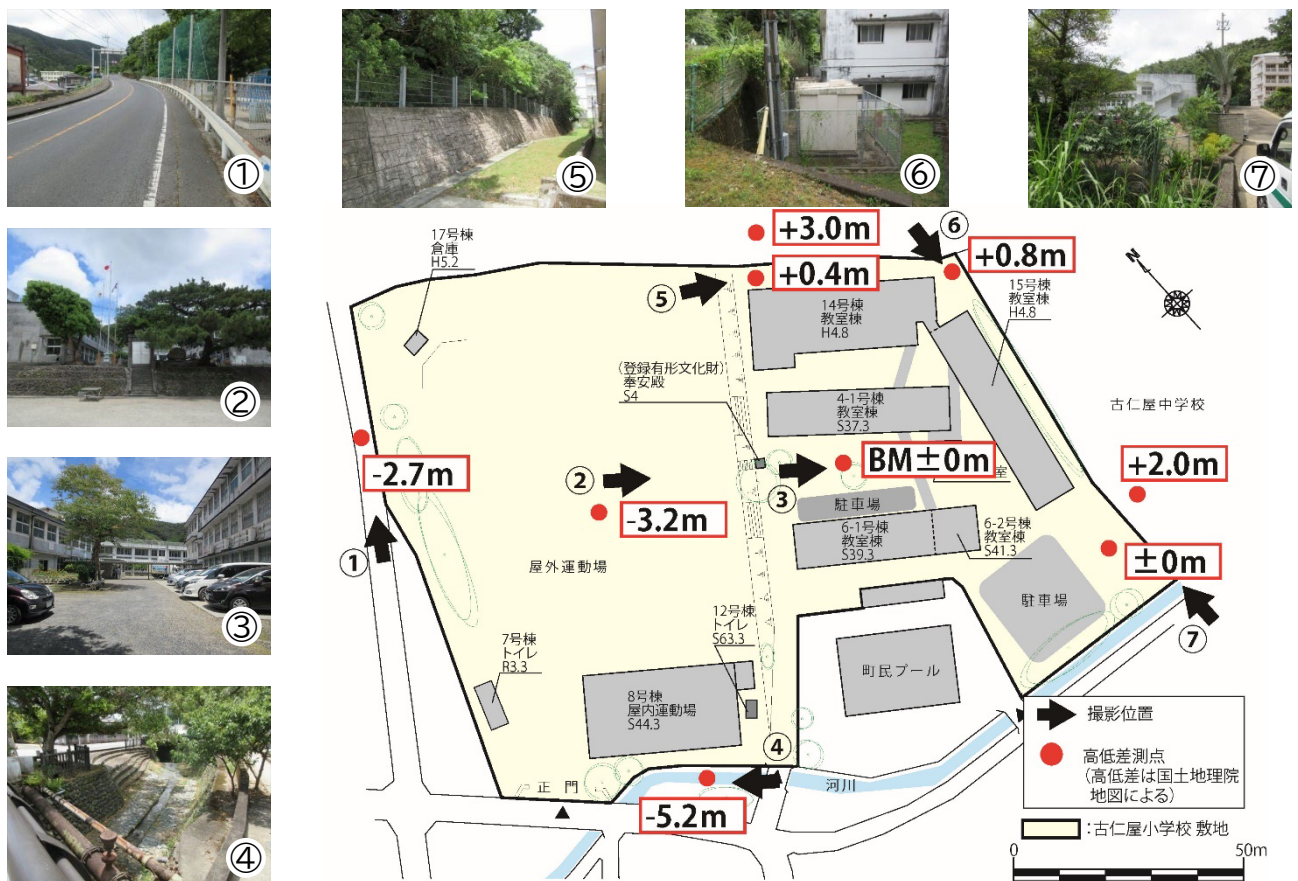
■ 周辺状況



■ 敷地概要（接道状況）



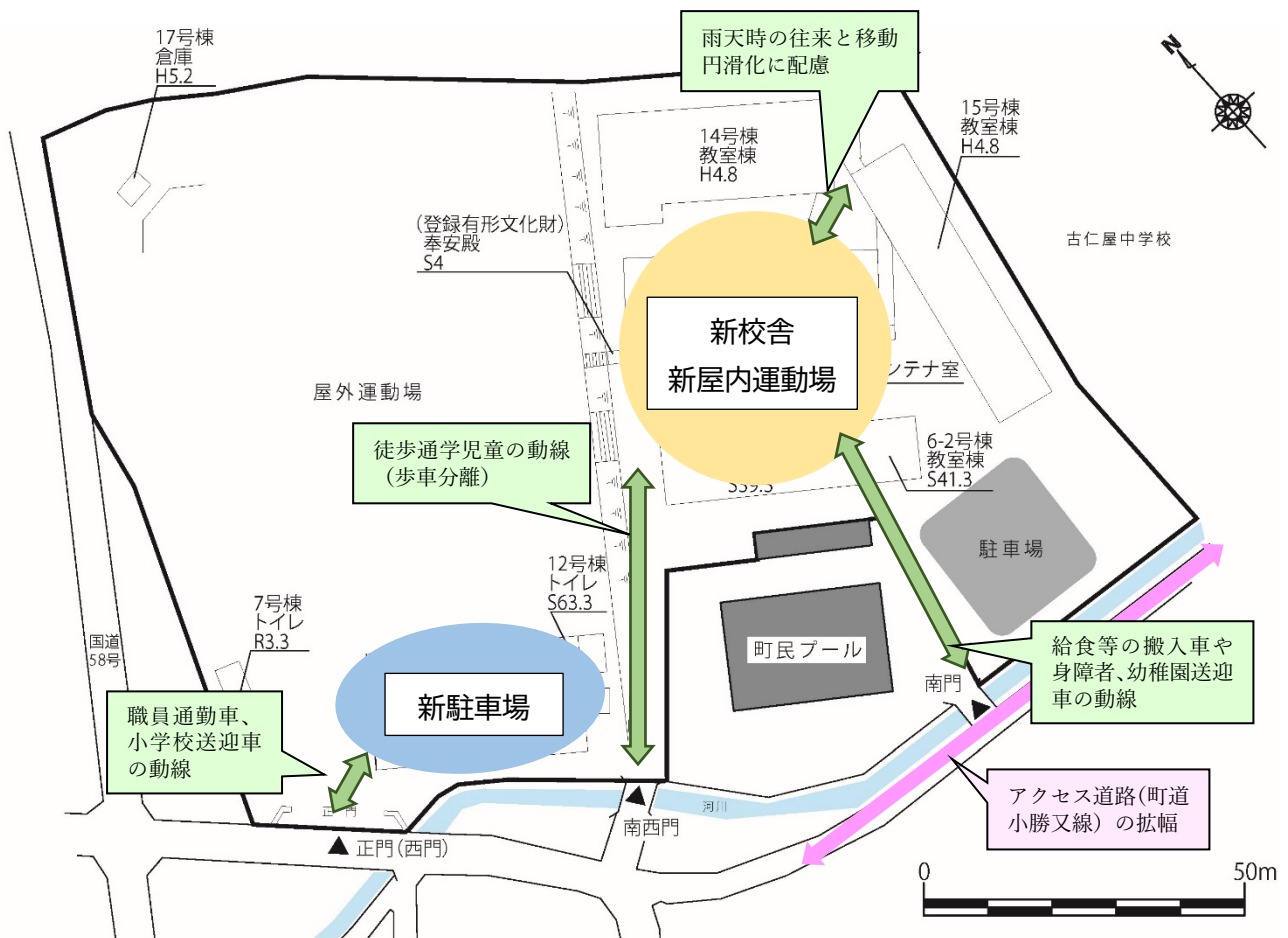
■ 敷地概要（敷地内及び周辺との高低差）



3. 配置計画（案）

新校舎及び新屋内運動場を東側敷地に集約します。

■ 古仁屋小学校配置計画（案）



■ 配置計画（案）の考え方

- ① バリアフリーを含む校内の移動円滑化を考慮して、新校舎及び新屋内運動場を東側敷地に集約します。
- ② 新校舎及び新屋内運動場は、既存の4-1号棟及び6-1号棟、6-2号棟を解体後に整備します。
- ③ 新校舎及び新屋内運動場の建設が可能な敷地が十分に確保できない場合は、複層化または複合化を検討します。
- ④ 既存屋内運動場の跡地を職員の通勤車や送迎車用の駐車場として整備し、既存の南東側駐車場は一部身障者用を除き、古仁屋小学校附属幼稚園の専用とします。
- ⑤ 給食等の搬入車や身障者、幼稚園の送迎車は、南門からアクセスします。
- ⑥ 徒歩通学の児童は南西門からのアクセスとし、職員の通勤車や送迎車のアクセスを正門（西門）とすることで歩車分離を図ります。
- ⑦ 登録有形文化財の奉安殿や記念碑、樹木等は、可能な限り、現状のまま保存します。

4. 移転計画（案）

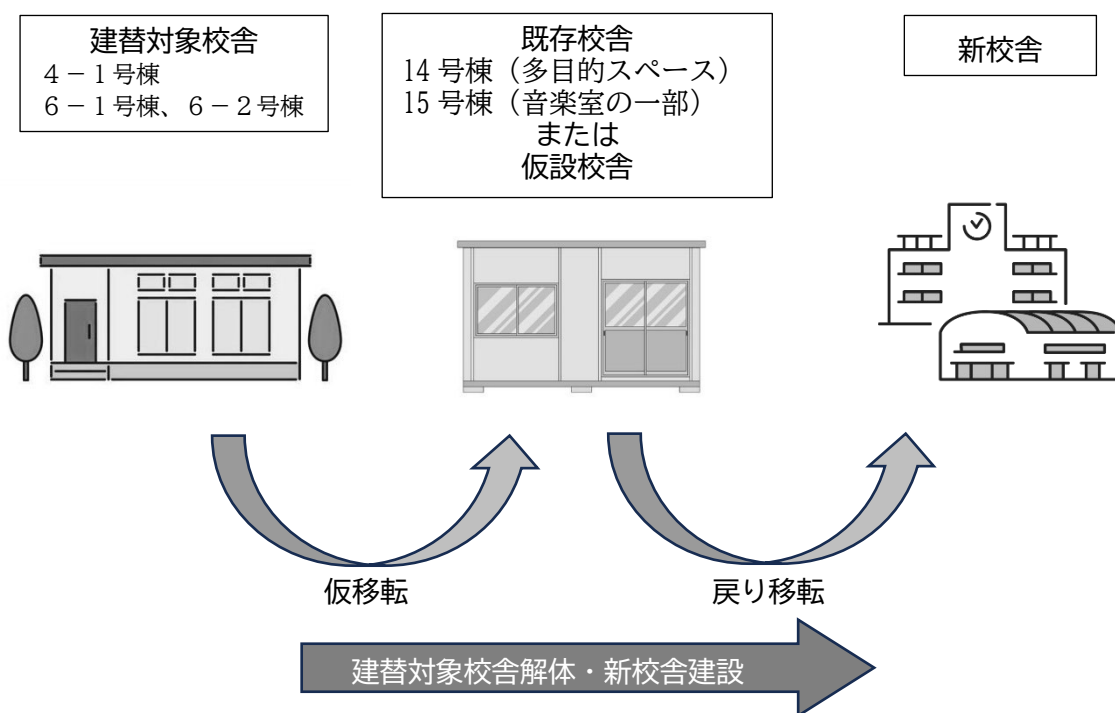
新校舎は、建替対象校舎（4－1号棟、6－1号棟、6－2号棟）を解体後に建設することになるため、工事期間中の仮移転が必要となります。

仮移転先の確保にあたっては、次の方針を基本とします。

■ 仮移転先確保の基本方針

- ① 建替事業のスムーズな進捗やコスト縮減の観点から、14号棟の多目的スペースや15号棟の音楽室の一部を活用することを想定します。
- ② 14号棟及び15号棟の活用だけでは必要な所要室を確保できない場合は、仮設校舎を整備します。
- ③ 仮設校舎の位置は、児童の負担軽減に配慮して小学校敷地の一部を活用し、既存校舎との動線に配慮します。
- ④ 仮設校舎を設置する場合の供用期間は、コスト縮減の観点から、極力短くなるように配慮します。

■ 仮移転のイメージ



第5章 古仁屋小学校の詳細計画

1. 校舎における所要室の再編配置

新校舎及び既存校舎（14号棟）の1階部分、既存校舎（15号棟）の2階音楽室（1室）を活用し、所要室を再編配置します。

なお、義務法施行令による床面積算定で2,063㎡が新校舎の床面積の上限と算出されたことから、「2,000㎡程度」を新校舎の床面積として想定します。

また、新校舎の形状は、シンプルな外観を基本とするほか、校舎間等の動線の短縮に配慮するとともに、周辺環境に配慮した意匠とし、内装は「鹿児島県建築物等木材利用促進方針」に対応するものとします。

ア 所要室

次に掲げる所要室等を、新校舎及び既存校舎（14号棟）の1階部分、既存校舎（15号棟）の2階音楽室（1室）を活用し、再編配置を図ります。

■ 再編配置する所要室等

種別	所要室等名	室数
教室等	普通教室※	6室
	家庭科室	1室
	多目的室	2室
	児童用トイレ（男女別、多目的トイレ）	適宜
職員室等	校長室	1室
	職員室・休憩室・印刷室	1室
	事務室	1室
	教育相談室	1室
	事務支援室	1室
	保健室	1室
	放送室	1室
	用務員室	1室
	サーバー室	1室
	職員更衣室（男女別）	1室
	職員・来客用トイレ（男女別、多目的トイレ）	1室
	倉庫	適宜
その他	配膳室	1室
	オープンスペース・玄関（ホール含む）・廊下・階段・E V	適宜
床面積計（新校舎（約2,000㎡）+既存校舎（約600㎡））		約2,600㎡

※ 普通教室（6室）は新校舎へ配置する。

イ 所要室計画

a. 教室部門

- ・ 新しい時代の学びを実現する教室を志向し、地球温暖化等の環境対策に配慮します。
- ・ 日常的にICTを活用できる環境を構築します。
- ・ 机・椅子、ロッカーなどの備品は、新JIS規格を採用します。

① 普通教室

- ・ 多目的スペースを設け、中学年及び高学年用として、6室を新校舎に配置します。
- ・ 少子化の進行により、将来的に各学年1学級（計6学級）となった場合には、全てを新校舎の普通教室に配置することを想定します。

② 家庭科室

- ・ 準備室を併設します。
- ・ 水栓、流し、ガス栓、電磁調理器用のコンセント等を設けます。
- ・ 調理器具や被服用器具等の収納スペースを設けます。
- ・ 火気の使用に配慮し、十分な換気を確保します。

③ 多目的室

- ・ 様々な学習活動への柔軟な対応が出来るように活用します。
- ・ 放課後の学童教室としての活用や学校開放を見据え、多様化する地域課題等に対応できるように配置します。
- ・ 時間外の利用も想定されるため、区画や施錠設備等に配慮します。

④ 児童用トイレ（男女別、多目的トイレ）

- ・ トイレの大便器は洋式便器を基本とします。
- ・ センサー方式の照明設備を検討します。
- ・ 水栓は、清掃が容易で衛生管理に適した仕様とし、従来型と非接触型の併用とします。
- ・ 多目的トイレは、バリアフリートイレとします。

b. 管理部門

① 校長室

- ・ 職員室との位置関係に配慮します。

② 職員室・休憩室・印刷室

- ・ 一体となって計画します。
- ・ 防犯・安全などの観点から、グラウンド（運動場）・出入口等への見通しが良く、校内各所への移動のしやすい場所に配置します。
- ・ 児童に安心感を与え、訪れやすい雰囲気づくりに配慮します。
- ・ 休憩室は、教職員のリフレッシュとコミュニケーションが図られるように配慮します。
- ・ 印刷室は、印刷機の騒音対策として防音に配慮します。

- ③ 事務室
 - ・ 校長室、職員室、来客用玄関との関係性を重視して配置します。
- ④ 教育相談室
 - ・ 保健室との連携を考慮して配置します。
 - ・ 防音対策など相談者のプライバシーに配慮するとともに、カウンセリングしやすく落ち着いた雰囲気とします。
- ⑤ 事務支援室
 - ・ 町立小中学校の事務職員の会議・研修の場として使用します。
- ⑥ 保健室
 - ・ グラウンド（運動場）や屋内運動場などへのアクセスが良く、救急車両が近接できる位置に配置します。
 - ・ 外からの出入口には、スロープを設けます。
 - ・ 手洗い・足洗い場、シャワー、洗濯機置き場を設けます。
 - ・ 職員室、特別支援学級、教育相談室との連携に配慮します。
- ⑦ 放送室
 - ・ 防音に配慮します。
- ⑧ 用務員室
 - ・ 校長室、職員室、事務室との関係性を重視して配置します。
- ⑨ サーバー室
 - ・ 常に適切な室温を保てるような別系統の空調システムを導入し、水害や火災などの災害リスクが極力少ない場所に配置します。
 - ・ 出入り口付近からできるだけ遠ざけ、部外者が近づくことのないように情報セキュリティに配慮します。
- ⑩ 職員更衣室
 - ・ 男女ごとに設けます。
 - ・ ロッカーを設置します。
 - ・ 廊下から中の様子が直接見えないように二重カーテン等を設置します。
 - ・ 職員の男女比の変化に柔軟に対応できるように男女間の間仕切りは可動若しくは簡易なものとしします。
- ⑪ 職員・来客用トイレ（男女別、多目的トイレ）
 - ・ 校長室、応接室、職員室、事務室との関係性を重視して配置します。
 - ・ 多目的トイレは、バリアフリートイレとします。

⑫ 倉庫

- ・ 管理部門の所要室との関係性を重視して配置します。

c. その他

① 配膳室

- ・ 廊下との区分を明確にし、異物混入を避けるため、出入口に施錠設備を設けます。
- ・ 小荷物昇降機の設置を検討します。
- ・ 各教室からの動線に配慮します。

② Wi-Fi 等通信設備

- ・ Wi-Fi による高速大容量通信ネットワーク等の I C T 環境を網羅的に整備します。

③ エレベーター

- ・ 特別支援学級の児童や来訪者の利用のしやすさに配慮し、校内の各所要室に車いすで移動できる計画とします。
- ・ 設置及びランニングに相応のコストがかかることから、児童及び職員に利用対象者がいない場合は、将来的な利用対象者の可能性に備えた設置スペースの確保のみとすることも検討します。

④ 玄関ホール

- ・ 動線を妨げない位置に児童、来訪者、教職員等の別に下足箱を設けます。

2. 新屋内運動場

ア 所要室

義務法施行令による床面積算定で算出された「919 m²」を床面積の上限として、以下の所要室の配置を想定します。

形状は、シンプルな外観を基本とするほか、校舎との動線の短縮に配慮するとともに、周辺環境に配慮した意匠とします。

なお、内装は「鹿児島県建築物等木材利用促進方針」に対応するものとします。

■ 想定される所要室等

種別	所要室等名	室数
屋内運動場	体育室	1 室
	更衣室（男女別）	1 室
	トイレ（男女別、多目的トイレ）	1 室
	倉庫	1 室
床面積計		上限 919 m ²

イ 所要室計画

① 体育室

- ・ 地域住民向けの学校開放や災害発生時の避難所としても利用します。
- ・ 入学式や卒業式などの学校行事でも利用するため、ステージのほか、視聴覚メディア、照明機器、音響機器等も設置します。
- ・ 災害発生時の避難所としての機能もあることから、断熱性能を確保したうえで空気調和設備を設置することを検討します。

② 更衣室（男女別）

- ・ ロッカーを設置します。
- ・ 室外から中の様子が直接見えないように二重カーテン等を設置します。

③ トイレ（男女別、多目的トイレ）

- ・ トイレの大便器は洋式便器を基本とします。
- ・ センサー方式の照明設備を検討します。
- ・ 水栓は、清掃が容易で衛生管理に適した仕様とし、従来型と非接触型の併用とします。
- ・ 災害時の避難場所を想定したトイレを設置します。
- ・ 多目的トイレは、バリアフリートイレとします。

④ 倉庫

- ・ 体育用具のほか学校行事で使用する器具等を保管します。

3. 屋外・外構等計画

① 駐車場

- ・ 既存屋内運動場の跡地に職員用、小学校送迎車用の駐車場を整備します。
- ・ 既存の東側敷地駐車場については、一部を身障者用とするほかは古仁屋小学校附属幼稚園用の駐車場として活用します。

② キュービクル

- ・ 既存施設の老朽化が進行していることから、校舎等の建築物から3m以上離れた安全な場所に設置します。

③ 合併処理浄化槽

- ・ 既存の合併処理浄化槽が新校舎及び新屋内運動場と干渉する場合は、適切な場所に新設します。

4. 構造計画

ア 耐震安全性

災害発生時における児童の人命確保や被災後の教育活動等の早期再開を可能とするとともに、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定区域内に立地することから、新校舎の耐震安全性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設」の耐震安全性分類を準用し、構造体の安全性分類の「Ⅱ類」、建築非構造部材の耐震安全性の「A類」、建築設備の耐震安全性の「乙類」を満たすことを目標とします。

■ 耐震安全性の分類及び目標（官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）

部位	耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	重要度係数
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.5
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。	1.0
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。	
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。	
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。	

イ 構造

新校舎・屋内運動場の構造は、安全性、経済性、機能性、快適性に配慮し、階数やスパン等を踏まえて適切に計画します。

5. 設備計画

ア 電気設備

① 照明設備

- ・ 各所要室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を計画します。
- ・ 照明器具は、LED等の省エネルギー・高効率タイプを採用し、メンテナンスの容易性にも配慮します。

② コンセント

- ・ 各所要室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を計画します。
- ・ 安全性を考慮し、漏電遮断器を設置します。

③ 受変電設備

- ・ 受変電設備、分電盤、制御盤等を適切に計画します。

④ 情報通信設備

- ・ Wi-Fi による高速大容量通信ネットワーク等の I C T 環境を網羅的に整備します。
- ・ 必要な所要室には、有線 L A N も整備します。

⑤ 校内放送・テレビ受信設備

- ・ グラウンド（運動場）も含めた校内全体への放送設備を設けます。
- ・ 教室等で視聴できるテレビ放送受信設備を設置します。

⑥ 防犯設備

- ・ 必要な場所に防犯カメラを設置し、職員室にて一元管理（監視及びカメラのコントロール）を検討します。
- ・ 施錠確認を容易にできる方法を検討します。

イ 機械設備

① 空気調和設備・換気設備

- ・ 居室には、原則として空気調和設備及び換気設備（全熱交換ユニット）を設置します。
- ・ 各居室の用途、使用方法、利用時間帯等に配慮したゾーニングを行い、居室ごとに制御できるとともに、運転状況を職員室で確認できるものとします。

② 給排水衛生設備

- ・ 衛生器具類は、節水型とします。

第6章 事業手法の検討

瀬戸内町の公共施設の整備は、設計者・施工者を本町で選定して直接建設・維持管理する方式（直接建設方式）がこれまで一般的でしたが、近年では民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かしたPFI方式やPPP方式による公共施設整備も行われています。

PFI方式やPPP方式のメリットは工期短縮やコスト縮減が期待できることですが、準備や手続きに時間を必要とするため、工事着手が遅延する可能性があります。

老朽化が進行し、構造上危険な状態にある建物（危険建物）と判断されている校舎や屋内運動場の改築は急務であることから、近年の資材高騰などの物価高も踏まえ、従来方式（直接建設方式）での発注を検討します。

■ 従来型の事業方式（直接建設方式）

事業方式		直接建設方式
概要		<ul style="list-style-type: none"> ・設計と施工を別々に町が発注 ・管理運営は町が直接・委託により実施
資金調達		町が資金調達
対価の支払	設計・建設	契約に応じ、前払い、中間払い等あり
	維持管理	—
起債・建設費支払いの平準化		<ul style="list-style-type: none"> △起債が必要 △割賦払いは不可
発注に係る手間等		◎特段の手間は発生しない（従来からの発注方式のため、規定の円滑な手続きが可能）
地元民間業者の参加		◎地元業者が参加しやすい
事業リスク		◎町が直接事業を行うため事業リスクはない
その他特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロポーザルやコンペティションの実施が可能 ・設計や工事の監督を行う技術職員の配置が必要

第7章 概算事業費の検討

1. 概算事業費の試算

直近の工事实績等から以下の概算事業費を想定します。

■ 新校舎（14号棟及び15号棟の一部改修を含む）の概算事業費

項目	概算事業費（税込み）
建築	○ 新校舎の新築（外構含む） 2,000 m ² ×600 千円/m ² =1,200,000 千円
計 1,200,000 千円	

■ 新屋内運動場の概算事業費

項目	概算事業費（税込み）
建築	○ 屋内運動場の新築（外構含む） 919 m ² ×1,030 千円/m ² =946,570 千円
計 946,570 千円	

■ 仮設校舎の概算事業費

項目	概算事業費（税込み）
リース	○ 仮設校舎の借上 一式：100,000 千円
計 100,000 千円	

■ 駐車場の概算事業費

項目	概算事業費（税込み）
舗装	○ 職員用及び送迎車用の駐車場整備 一式：20,000 千円
計 20,000 千円	

2. 概算事業費の試算結果まとめ

概算事業費の試算結果をまとめると、下表のようになります。

なお、このほか、解体・造成・建築に係る設計費用、建替対象校舎等の解体費用、既存校舎（14号棟及び15号棟）の改修費用、仮移転費用、什器備品等整備費用などが必要になります。

■ 概算事業費の試算結果まとめ

項目	整備内容	概算事業費	備考
新校舎	建築	1,200,000 千円	補助率：5.5/10 [※]
新屋内運動場	建築	946,570 千円	補助率：5.5/10 [※]
仮設校舎	リース	100,000 千円	補助率：5.5/10
駐車場	舗装	20,000 千円	
合計		2,266,570 千円	

※ 義務法施行令による床面積を超える部分は、文部科学省の交付金等の対象外

第8章 基本・実施設計に向けて

1. 設計者の選定方法

設計者選定には、委託金額の多寡で選定する競争入札方式と、設計者から古仁屋小学校の建替整備に係る提案を求め、優れた提案を行った設計者を選定する設計プロポーザル方式があります。競争入札方式にはスピーディーに設計を発注できるメリットが、設計プロポーザル方式には多様な提案の中から優れた提案を行った設計者を選定できるメリットがあります。

古仁屋小学校は瀬戸内町の核となる小学校であることや建物の規模等を鑑み、公募型設計プロポーザル方式により設計者を選定することとします。

2. 基本・実施設計の方針

機能性を重視し、古仁屋小学校建替に係るコストの縮減を図るため、次の方針で基本・実施設計を進めることとします。

- ・ シンプルな構造、平面計画とします。
- ・ 特殊な仕様または材料を避け、一般流通材を採用します。
- ・ 単なる装飾的なデザインは避け、機能性をあわせもったデザインとします。
- ・ 維持管理の負担を軽減するため、清掃・改修等が容易な材料を採用します。
- ・ 工期の短縮を図るため、工法の合理化等を検討します。
- ・ その他、イニシャルコストとランニングコストのバランスに配慮し、創意と工夫をもってコストの削減に努めます。

3. 柔軟な設計プロセス

古仁屋小学校は、地域住民の心のよりどころであることから、建替整備が具現化していく基本設計・実施設計の各場面においてワークショップや丁寧な説明・意見聴取の場を設けるなど理解の醸成に努めることとします。

4. 既存備品等の利活用

近年の物価高等を背景に、改築にかかるコスト増が懸念されます。このため、備品等の調度品の調達にあたっては、必要最低限とし、可能な限り、既存の備品等を利活用することとします。

また、敷地内の樹木や記念碑についても移設・保存を含めた資産の活用を検討します。

第9章 事業スケジュール

令和9年9月の新校舎の供用開始及び令和10年11月の新屋内運動場の供用開始をマイルストーンとし、令和11年6月のプロジェクト完了を目指して、設計プロポーザル、基本・実施設計、建設工事等を進めていきます。

なお、狭隘道路（町道小勝又線）の拡幅については、基本設計を進める中で関係機関と調整のうえ、事業スケジュールを検討します。

■ 事業スケジュール

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設計プロポーザル	■					
仮設校舎	基本設計	■				
	建設工事（引越）		■			
	解体工事				■	
既存校舎	解体設計	■				
	解体工事			■		
新校舎	基本設計	■				
	実施設計		■			
	建設工事 (14号棟・15号棟一部改修含む)			■	■	
						供用開始（令和9年9月）
既存屋内運動場	基本設計	■				
	解体設計				■	
	解体工事					■
	駐車場整備（舗装）					■
新屋内運動場	基本設計	■				
	実施設計			■		
	建設工事				■	■
						供用開始（令和10年11月）

古仁屋小学校建替基本計画

令和6年9月

編集・発行

瀬戸内町 教育委員会

〒891-8201 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 番地

TEL 0997-72-1111 FAX 0997-72-1120

URL <https://www.town.setouchi.lg.jp/>

(作業協力)

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター